

観光圏整備法に基づく「はこだて観光圏」の認定について

1. 観光圏整備法（平成 20 年 5 月公布）について

※正式名称：観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律

- ・ 観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、2泊3日以上滞留型観光を促進するため、地域が一体となった広域的な「観光圏」を形成。
- ・ 行政、観光関係、農林漁業、NPO等地域の幅広い関係者による協議会を設置し、連携した地域活性化の観光圏整備計画を策定。（計画期間は5年間）
- ・ 計画認定後は、観光圏整備補助制度により総合的に支援。
（期間：原則2年間、補助率：40%）

2. 観光圏整備認定に向けた経過について

- ・ 4-5月 : 渡島檜山管内市町の意向確認・協議。（函館市・渡島檜山支庁）
→ 渡島檜山管内 全18市町を包含した観光圏を設定
- ・ 6月以降 : 北海道運輸局、函館運輸支局とも観光圏認定申請に向け、意見交換。
（函館市において観光圏整備計画案の作成・取り纏め作業）
- ・ 11月18日 : 「(仮称) はこだて観光圏整備推進協議会 設立準備会」開催。
- ・ 1月21日 : 観光圏公募前ヒアリング
- ・ 1月15-28日 : パブリックコメント実施
- ・ 1月25日 : 平成22年度観光圏整備公募期間（～2月19日）
- ・ 2月3日 : 「はこだて観光圏整備推進協議会」設立総会開催
- ・ 4月28日 : はこだて観光圏の認定
- ・ 5月19日 : 北海道運輸局において認定書交付式

3. はこだて観光圏整備計画の概要

【観光圏・滞在促進地区の区域】

- ・ 渡島檜山管内18市町の全域
- ・ 滞在促進地区は、大きく6つの滞在エリアに区分。
 - 「都市」(函館市)
 - 「離島」(奥尻町)
 - 「北部」(せたな町・今金町・八雲町・長万部町)
 - 「東部」(北斗市・七飯町・森町・鹿部町)
 - 「西部」(江差町・上ノ国町・乙部町・厚沢部町)
 - 「南部」(松前町・福島町・知内町・木古内町)

【基本的な方針】

- ・函館市は陸・海・空の交通の要衝であるうえ、平成 27 年度には北海道新幹線新函館開業を控えており、首都圏のみならず、北関東・東北地域からの観光客の増加が期待される地域である。
- ・日本海と津軽海峡、太平洋・内浦湾と大きく三方を海に囲まれ、豊富な海産物を有し、内陸地域では、一大農業地域として、また酪農や畜産など、多くの農産物や畜産物・乳製品などがあり、北海道の「食」の縮図ともいえるような観光圏を形成できる。
- ・基本コンセプトを「食」と設定し、「歴史」「文化」「自然」「温泉」などの豊富な資源と結びつけながら、食と観光の融合、相乗効果を図り、滞在型観光を促進することを目的とする。

【ブランドテーマ】

「食は“函館・南北海道”に在り～今だけ、ここだけの旅三昧・食三昧～」

- ・地域における「食」の魅力に加え、地域ブランド調査 2009 年度魅力度ランキング（函館市 1 位）の結果から、全国的にも、当地域に対する「食」への期待が高い。

【観光圏の目標】

- ・平成 20 年度の道南実績数値をベースに、計画期間（5 年間：H22～H26）の最終目標を設定。
 - 1) 観光入り込み客数 1,085 万人 →1,302 万人（毎年 4%、計 20%増）
 - 2) 一人あたり宿泊日数 1.45 泊/人 →1.82 泊/人（毎年 5%、計 25%増）
 - 3) 宿泊数(延べ数) 498.4 万人泊 →623.0 万人泊（毎年 5%、計 25%増）
 - 4) 外国人宿泊客(延べ数) 6.9 万人泊 →10.0 万人泊（国に準拠、計 45%増）

【協議会の規約・構成員】

- ・法定協議会である「はこだて観光圏整備推進協議会」を設立。
（18 市町の行政・観光協会・商工会議所・商工会・宿泊施設関係、農漁協関係、運輸関係、旅行代理店、NPO など 100 名以上で構成）
- ・協議会会長は函館市長、事務局は函館市観光コンベンション部、補助事業代表者は社団法人函館国際観光コンベンション協会が担う。